

第 13 次鳥獣保護管理事業計画（案）の概要

鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に基づき、各都道府県において「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して策定する 5 カ年の計画である、現行計画（第 12 次鳥獣保護管理事業計画）の計画期間は 2021 年度末までとなっているため、引き続き次期計画（第 13 次鳥獣保護管理事業計画）を策定する。

第一 計画期間

2022（令和 4）年 4 月 1 日から 2027（令和 9）年 3 月 31 日まで

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- (1) 鳥獣保護区
67 箇所 19,496ha のうち、27 箇所 10,332ha を更新する。
- (2) 特別保護地区
4 箇所 439ha のうち、2 箇所 328ha を更新する
- (3) 休猟区
必要に応じて指定を検討する。（指定計画なし）
- (4) 鳥獣保護区の整備等
標識類の整備を実施するとともに、観察舎の整備、樹林地の整備を行う。

第三 放鳥獣に関する事項

狩猟資源の増加を目的とした放鳥獣、外来種等の放鳥獣は原則行わない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- (1) 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方
希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、指定管理鳥獣及び一般鳥獣について、区分ごとに適切な保護・管理を行う。
- (2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定
捕獲等の許可を行うにあたり、下記の捕獲目的に応じた許可基準等を設定する。
 - 学術研究を目的とする場合
 - 鳥獣の保護を目的とする場合
 - 鳥獣の管理を目的とする場合
 - ・ 狩猟鳥獣等、一部の鳥獣は市町村に許可権限を委譲
 - ・ 被害が大きい種について、地域・期間を定め、被害がなくても捕獲できる「予察対象種」に指定
 - その他特別な事由の場合
- (3) その他
 - 捕獲許可した者への指導
 - ・ 捕獲物の適正処理、錯誤捕獲の防止を指導する
 - 鳥類の飼養登録
 - 販売禁止鳥獣の販売許可等

第五 特定猟具使用禁止区域及び指定猟法禁止区域に関する事項

- (1) 特定猟具使用禁止区域
136 箇所 223,920ha のうち、82 箇所 146,881ha を更新する。
- (2) 指定猟法禁止区域
矢作川河口部指定猟法禁止区域（鉛製散弾の使用）7,275ha を継続指定する。

第六 特定計画に関する事項

- (1) 第一種特定鳥獣保護計画
必要に応じて策定を検討する。（策定予定なし）
- (2) 第二種特定鳥獣管理計画
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びカモシカの 4 獣について策定する。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

- (1) 鳥獣の生態に関する基礎的な調査
鳥獣の生息状況等を把握するため、下記の調査を実施する。
○ 鳥獣生息分布調査 ○ ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査
○ 狩猟鳥獣生息調査 ○ 第二種特定鳥獣生息状況調査
○ ブナ科堅果類豊凶調査 ○ 希少鳥獣に関する調査
○ 外来鳥獣に関する調査
- (2) 法に基づく諸制度の運用状況調査
捕獲者から収集すべき情報を収集し、必要に応じて見直す。（錯誤捕獲についても必要な情報を整理し、収集に努める）
- (3) 新たな技術の研究開発
捕獲や調査、被害防除に係る技術の開発・普及を進める。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- (1) 鳥獣行政担当職員
鳥獣保護管理に係る専門的知見を持つ人材の配置に努める。
- (2) 鳥獣保護管理員
52 名を配置し、必要な研修を実施する。
- (3) 保護及び管理の担い手の育成及び確保
鳥獣行政職員の専門性の向上、狩猟者の育成に努める。
- (4) 鳥獣保護管理センター等の設置
調査研究や保護及び管理の拠点とするため、弥富野鳥園を鳥類保護管理センターに位置づけ、施設の充実に努める。
- (5) 取締り
違法な狩猟の防止のため、迅速かつ適切な取締を実施する。
- (6) 必要な財源の確保

第九 その他

- (1) 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題
生息分布が減少している種がある一方、農林水産業等の被害を及ぼす種もあり、人と鳥獣の適切な関係を構築する必要がある。
- (2) 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い
地形や気候により鳥獣の生息状況が著しく異なる地域はない。
- (3) 狩猟の適正化
狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。
- (4) 傷病鳥獣救護への対応
傷病鳥獣については、必要に応じて救護を実施する。
- (5) 油等による汚染に伴う水鳥の救護
関係地方公共団体が救護活動を円滑に実施できるよう、連絡体制を整備する。
- (6) 感染症への対応
高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱及びその他感染症について、必要な対策を実施する。
- (7) 鳥類の鉛中毒の防止
鳥類の鉛中毒に関する科学的知見を蓄積し、防止策を講じる。
- (8) 普及啓発
下記の事項について普及啓発を図る。
○ 鳥獣の保護及び管理に関する啓発等
○ 安易な餌付けの防止 ○ 猟犬の適切な管理 ○ 野鳥の森の整備
○ 野生生物保護モデル校 ○ 法令の普及徹底
- (9) 環境学習の推進
「愛知県環境学習等行動計画」に基づき、環境学習・環境教育を推進する。
- (10) 広報活動の実践
事業を円滑に実施するための重要な取組として、ウェブページ等を活用した広報活動を展開する。